

週休2日制確保モデル工事実施要領（建築・電気・機械工事）新旧対照表

新	旧
<p>1～2略</p> <p><b>3 対象工事</b>                      原則として全ての工事をモデル工事の対象とする。                      ただし、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事等は、モデル工事の対象としない。</p> <p><b>4 用語の定義</b>  <b>(7) 現場閉所日</b>                      工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。                      なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。                      また、分離発注工事の場合においては発注工事ごとに、現場閉所日を設定することができるものとする。</p> <p>5～7略</p>	<p>1～2略</p> <p><b>3 対象工事</b>                      原則として全ての工事をモデル工事の対象とし、設計金額（税込み）が原則1.5億円以上の工事は、発注者指定型とすることができる。                      ただし、次の3つの条件全てを満たす工事。                      《対象となる工事》                      (1) 設計時に4週8休を考慮して工期の設定をしている工事                      (2) 緊急・小規模工事及び市内一円以外の工事                      (3) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がない工事</p> <p><b>4 用語の定義</b>  <b>(7) 現場閉所日</b>                      分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。                      なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。</p> <p>5～7略</p>

附則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。  
なお、令和3年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

別添 週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 補正の実施

「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改正）（令和2年6月23日付け国営積第4号）」を準用し、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

ただし、執務並行改修の場合は、物価資料の掲載価格を採用した場合においても、市場単価の補正率により補正する。

附則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。  
なお、令和3年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

（新設）

別添 週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）

1 補正の実施

「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改正）（令和2年6月23日付け国営積第4号）」を準用し、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。